

平成 21 年度 全国児童養護施設協議会 事業計画

I. 情勢認識

1. 子ども家庭福祉をめぐる状況は一層深刻となっている

- 児童相談所における子どもへの虐待相談件数は 4 万件超、市町村における児童虐待に関する相談受付件数は 5 万件超と、家族の関係性の問題は一層深刻な状況にある。
- 児童養護施設では、さまざまな困難と課題のある児童の入所が増加し、養育が困難となっている。子どもの状態に応じた養育環境の整備、人員配置の抜本的な改善が喫緊の課題である。
- 昨年来、国では「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等にもとづく次世代育成支援のための新たな制度体系の構築、必要な財源の確保等が提言されている。さらに社会保障国民会議最終報告（平成 20 年 11 月 4 日）には「社会的養護など特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスのコスト」と明確に「子どもの育ちを社会全体が支える」という観点で、子ども家庭福祉、社会的養護の抜本的な改善（人的・環境的な最低基準の向上）と養育の質的向上をはかることが、国をあげて緊急に取り組むべき政策課題となっている。

2. 「児童福祉法等の一部を改正する法律」平成 21 年 4 月から施行

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成 20 年 11 月に成立し、平成 21 年 4 月から施行される。本法では、被措置児童等虐待の防止をはかるための都道府県行政等の取り組みが明記された。国から提示された「被措置児童等虐待対応ガイドライン」をふまえ、関係者の意見や実態を十分に考慮した施策整備と、都道府県段階における行政、児童養護施設関係者、関係団体等が連携し、理解の共有をはかり、権利擁護の観点から取り組みを具体化することが求められる。
- あわせて養育の質の向上を目的として、各ブロック及び都道府県単位において、児童養護施設における職の倫理向上、チェックリストの取り組み、第三者評価の受審促進等、自己点検、自己評価、及び職員の養育の質を向上させる取り組み（指導者養成、継続的・体系的な養成プログラム、管理者養成）を、国・都道府県行政や関係機関と連携・協働して取り組むことが必要である。
- また、次世代育成支援対策推進法にもとづく都道府県行動計画に、平成 22 年度から社会的養護の提供体制に関する記載が明記される 21 年度における都道府県が策定する計画に、社会的養護体制の具体的な整備等を関係者が連携して取り組むことが必要である。

3. ケア単位の小規模化、職員の資質向上に向けた対応

- 配置基準の引き上げや措置費の算定基準の見直し等、養育の改善に向けて、厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が平成 19 年 12 月に示した報告書にもとづき、施設整備、ケア単位の小規模化、配置基準、施設機能の見直しに向けた各種調査が実施されている。
- 今後提示される調査結果をふまえ、子どもの生活の営みと育ちを支える立場

から、審議会等において具体的な意見表明、政策提言を行なうことが必要である。

Ⅱ. 重点事業

【 】は担当の中心となる部会

次世代育成支援対策は、国の宝であるすべての子どもを健全に育てることである。その意味で、社会的養護、児童養護施設等入所児童の健全育成は、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切り、日本社会の未来を展望するためにも、きわめて重要な国としての政策課題である。

本会は、『児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項およびチェックリスト』により、子どもたちの権利を実現していく養育の質の確保と、その向上をはかるとともに、職員がやりがいと使命感をもって養育に取り組む環境整備のために、車の両輪として最低基準の抜本的改正を訴えていく。

1. 養育の質の向上と、子どもたちの自立支援に向けた取り組み

- 全養協研修体系・プログラムの検討【研修部会】
- 国・都道府県で進められる研修体制充実への協力・協働、及び各ブロック、都道府県養協における、職員の質の向上を進めるための取り組み支援【研修部会、制度政策部会】
- 自立支援（アフターケア）に向けた施策の充実・強化の取り組み【調査研究部会、制度政策部会】

2. 「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行に対応した取り組み

- 都道府県における、「被措置児童等虐待防止ガイドライン」運用の情報収集、提供【制度政策部会】
- 「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項およびチェックリスト」の取り組みをとおり、子どもの権利擁護をはかる児童養護施設づくり【総務部会】
- 都道府県「次世代育成支援後期行動計画」策定に向け、都道府県が社会的養護体制の整備をはかるための取り組みの支援【制度政策部会】
- 緊急時のリスクマネジメントの取り組み【総務部会、制度政策部会】

3. ケア単位の小規模化、配置基準の見直しに向けた取り組み

- 施設最低基準、施設整備基準の抜本的改善、ケア単位の小規模化、施設類型の見直しに向けた厚生労働省調査、審議会、計画等への協力と意見表明【制度政策部会】
- 平成 22 年度予算要望等の運動展開【制度政策部会】

4. 児童養護施設の運営向上のための取り組み

- 福祉人材確保にかかわる対策の推進と協力【制度政策部会】
- 自然災害、新型インフルエンザ対策等、子どもの命と安全をはかるための対応【調査研究部会】

5. 子ども家庭福祉の増進に向けた関係機関等との協働・協力、全養協運営の強化

- 児童福祉関係種別協議会の情報交換、政策動向の把握【制度政策部会】
- 関係団体との協働活動（社会的アピール、シンポジウム等の開催）
【制度政策部会、総務部会】
- 他団体の諸事業への協力【総務部会】
- 全養協財政の安定的な運営【総務部会】

Ⅲ. 専門部・委員会

制度政策部

「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行による、各都道府県段階および児童養護施設における課題分析・整理を行い必要な対応をはかる。

あわせて、今後国において進められる社会的養護体制の拡充のための施策提言をふまえ、子どもたちの「最善の利益」の実現に向けて取り組む。

1. 「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行後の課題分析と対応

- (1) 次世代育成支援後期行動計画策定に際し、各都道府県における社会的養護体制整備の充実をはかるための課題整理と対応
- (2) 各都道府県における「被措置児童等虐待対応ガイドライン」運用に際し、養育の質向上をはかるため、各都道府県児童養護施設協議会、および各ブロック協議会における取り組みの支援
- (3) 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における意見表明

2. 平成 21 年度児童養護施設関係予算の確実な執行と、平成 22 年度予算要望・確保への運動展開

3. 児童福祉の諸制度や課題への対応における協働

- (1) 全社協・児童福祉関係種別協議会における協働の取り組み
- (2) 児童虐待防止等、必要に応じたソーシャルアクション

4. 立法府等へ向けた活動による社会的養護への理解促進

- (1) 「児童養護を考える会」への協力
- (2) その他

総務部

入所児童の権利擁護の推進と実現のための取り組みを充実させるとともに、全養協の組織運営、事業推進、財政に関する諸課題の検討、および広報活動の推進をはかる。

1. 組織活動の円滑な推進

- (1) 総会、常任協議員会、ブロック協議会会長会議等、各種会議の開催
- (2) ブロック協議会、都道府県協議会活動の強化、推進ならびに情報、資料の収集、提供

2. 児童養護施設における入所児童の権利擁護の取り組み強化

- (1) 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の策定
- (2) 「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリスト」改定版（第2次試案）の集計分析、および各児童養護施設への周知と取り組み課題提起、次期改定版作成
- (3) 苦情解決の仕組みの普及・定着
- (4) 権利侵害の発生に対する各児童養護施設、都道府県児童養護施設協議会、ブロック協議会、全国児童養護施設協議会のそれぞれの段階における、組織的な協力のための事実確認、相談、調整、支援、対応方策の検討（制度政策部共管）

3. 施設を退所する子どもの自立支援のためのシステム構築の検討

- (1) 身元保証人確保対策事業制度の普及、利用促進の取り組み
- (2) 児童養護施設退所児童自立支援事業の実施
- (3) 他の部会と連携した自立支援のためのシステムの検討と構築

4. 第63回全国児童養護施設長研究協議会の開催

- (1) 日時：平成21年10月28日（水）～30日（金）
- (2) 会場：宮城県宮城郡松島町
- (3) 永年勤続感謝、児童文化奨励絵画展、研究奨励賞（松島賞）の同時実施

5. 広報活動の推進

- (1) 情報提供活動の強化
 - ① 「全養協通信」の発行（全施設対象）
 - ② 「全養協ホームページ」の運営
 - ③ 「協議員情報」の発行
 - ④ 「平成21年度全養協便覧（全養協情報No.29）」の発行（全施設対象）
 - ⑤ 「もっともっと知ってほしい児童養護施設」（パンフレット）、および「すこやかに」（パンフレット）の普及
- (2) 季刊「児童養護」の普及促進

6. 災害見舞金制度の運用

7. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

調査研究部

国の進める社会的養護体制の拡充、ケア単位の小規模化、施設機能の見直しに向けた制度政策提言、および予算要望の根拠となる関連データの収集と関連研究等の実施を行う。

1. 児童養護施設にかかわる調査の実施・分析

- (1) 平成 21 年度全国児童養護施設基礎調査の実施
- (2) 予算要望等にかかわる諸調査の実施

2. 新たな施設機能展開にかかわる調査研究等

- (1) 国が実施する社会的養護関係調査への実施・分析等の協力
- (2) 新規事業等の実態把握およびあり方の調査研究
(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、看護師、ファミリーソーシャルワーカー等)

3. 退所児童の自立支援、アフターケア、里親支援等に関する調査研究等の検討

4. その他、必要に応じた調査研究

研修部

養育の質を高め、専門性を発揮できる人材育成に向けた研修体系を検討、実施するとともに、今後国が進める社会的養護関係者研修（国段階、都道府県段階）に向けた課題整理と必要な対応をはかる。

1. 養育の質を高め、専門性を発揮できる人材の育成に向けた研修体系の検討

- (1) 全養協研修体系の検討のための小委員会の運営
- (2) 厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書の、全養協研修等における内容活用

2. 国の進める社会的養護関係者研修に向けた課題整理と対応

3. 「平成 21 年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の開催

- (1) 日時：平成 22 年 2 月 4 日（木）～6 日（土）
- (2) 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）

4. 「平成 21 年度ファミリーソーシャルワーク研修会」の共催

- (1) 日時：平成 22 年 1 月 21 日（木）～22 日（金）
- (2) 会場：全社協・灘尾ホール 他

5. 「子どもを守る地域協働フォーラム」の開催協力

6. 第 63 回全国児童養護施設長研究協議会プログラム委員会の開催

7. 研究奨励賞（松島賞）運営委員会の開催

季刊「児童養護」編集委員会

季刊「児童養護」の編集・発行(第40巻／第1号～第4号)

〈編集方針〉

- ①現場実践の道標となりうる養護理論の形成と、法則性の発見をめざした全国的な児童養護施設の専門誌とする。
- ②歴史的・社会的実践を紹介し、施設養護の発展の一助とする。
- ③子どもの人権擁護の立場にたち、内外に問題提起の役割を担う。
- ④施設間での連携やネットワークをはかるための一助とする。